平成２９年（再イ）第３３号

福岡県糟屋郡新宮町上府北２丁目７番８号

再生債務者　中野　聖太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月19日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１６１号

さいたま市岩槻区大字平林寺1481番地１　５号203

再生債務者　藤村　達司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月22日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２号

長野県上伊那郡辰野町中央188番地

再生債務者　長田　竜司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月22日　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（再イ）第２４号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水48番地　桔梗Ｉ　201

再生債務者　髙木　秀怜

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月19日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１４号

札幌市豊平区月寒西４条７丁目３番11号

再生債務者　古木　達矢

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第４号

三重県亀山市川崎町2897番地１

再生債務者　一見𠮷代彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月22日　津地方裁判所再生係

平成２８年（再イ）第９４号

京都市上京区今出川通大宮東入２丁目西船橋町336番地　ライオンズマンション京都西陣701号室（前住所）京都市伏見区深草森吉町19番地27

再生債務者　道明　　容

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月22日

京都地方裁判所第５民事部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第２号

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年６月２日

さいたま都市計画事業

大宮西部特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

本部長　茂木　貴志

記

1　氏名及び住所

氏名　日下郷四郎

住所　不明

氏名　石川弥三郎

住所　不明

氏名　日下　秋蔵

住所　埼玉県北足立郡指扇村大字指扇2654番地

氏名　宮崎岡次郎

住所　不明

氏名　髙野金太郎

住所　不明

氏名　増田登之助

住所　不明

氏名　伊藤　紋蔵

住所　不明

2　通知の内容

文書番号　し業044―44

大西発指定80―17―１

通知日　平成29年６月２日

仮換地

街区番号　161街区　画地番号　１画地

地積　2,596.11㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成29年６月30日

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 29 年阪神高速公告第 13 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年６月３日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年６月２日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　幸　　和範

記

1．記Ｉを次のように改める。

Ｉ　大阪府道高速大阪池田線等に係る料金の額及び料金の徴収期間

〔1〕　料金の額等

1　高速道路の路線名

(1)　大阪府道高速大阪池田線

(2)　大阪府道高速大阪守口線

(3)　大阪府道高速大阪東大阪線

(4)　大阪府道高速大阪松原線

(5)　大阪府道高速大阪堺線

(6)　大阪府道高速大阪西宮線

(7)　大阪府道高速湾岸線

(8)　大阪府道高速大和川線のうち堺市堺区築港八幡町から同区南島町一丁まで及び松原市三宅西七丁目から同市三宅中八丁目まで

(9)　大阪市道高速道路森小路線